

「ゆきとどいた教育」の前進に関する意見書

2001年以降、学級編制の弾力化が進められ、保護者・住民の要望にこたえて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がった。国の「指導方法工夫改善」等の加配を転用する形で少人数学級が進められる一方で、少なくない自治体が独自の努力で少人数学級を実施してきた。

こうした動きに後押しされ、国は、2011年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校1年生の学級編制標準を35人に引き下げた。その結果、少人数学級はさらに広がったが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的な計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担はそのままとなった。

さらに、今年度は「小学校2年生35人以下学級」を法改正せずに加配措置で実施するとしたため、財政負担軽減や少人数学級の広がりを期待する自治体を裏切る形となった。

少人数学級はだれもが必要であると認めている。しかし、それを自治体負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになる。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められている。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せを行い「定数くずし」等の安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時・非常勤の教職員がふえ続けている。このような非正規頼みの状態は、子供たちにとっても、ともに働く教職員にとっても、十分な教育環境とは言えず、教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規雇用化を進める必要がある。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2009年）」は3.6%で、3年連続でOECD加盟国中最下位である。これをOECD加盟国の平均である5.4%まで引き上げれば、7～8兆円の教育予算をふやすことが可能である。地方に負担を押しつけるのではなく、国が責任を持って教育予算をふやし、全国の教育条件整備を進めることが必要である。

よって、国においては、「ゆきとどいた教育」の前進を図るため、下記

事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 国の責任で、すべての小中学校、高校で30人学級を実現すること。
- 2 新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員をふやすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
総務大臣	樽床伸二	様
財務大臣	城島光力	様
文部科学大臣	田中眞紀子	様
衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様